

福岡県公報

平成29年12月5日
第3948号

目次

告示(第734号-第737号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 3
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) …………… 4
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課) …………… 7
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課) …………… 7
○落札者等の公示	(教育庁企画調整課) …………… 8
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………10
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………10

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………10
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………12

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………15
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………22
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………25

告 示

福岡県告示第734号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川大坂字小辻1839の9、1839の26
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第735号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字猿田352の2、犀川下伊良原字ダイ郷浦3018、字狐追3040、犀川帆柱928の2
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡荻田町大字二崎字垣ノ内393、字白石396、字二先山463の104、463の105
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字垣ノ内393（次の図に示す部分に限る。）、字白石396（次の図に示す部分に限る。）、字二先山463の104・463の105（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び荻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字小山田187の28、599、601、1168の91、1168の94、1168の229
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年12月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

- に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロード

ードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年12月20日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成30年3月1日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年1月18日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
 (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に平成30年1月10日（水曜日）午

後3時00分までに提出して確認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部総務事務厚生課
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
 （Fax） 092-643-3109
 6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。
 7 入札説明書の交付
 平成29年12月5日（火曜日）から平成30年1月10日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後3時00分まで）5の部局で交付する。
 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所
 5の部局とする。
 (2) 提出期限
 ア 郵送する場合 平成30年1月17日（水曜日）午後5時00分
 イ 電子及び持参する場合 平成30年1月18日（木曜日）午後4時00分
 (3) 提出方法
 電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日に

は受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務厚生課入札室

(2) 日時

平成30年1月19日(金曜日)午後2時00分

※紙入札者は平成30年1月19日(金曜日)午後1時45分までに集合すること。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、平成30年1月26日(金曜日)午後2時00分に再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札(電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。)

(4) 所定の場所(福岡県の電子入札システムのサーバを含む。)及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印(電子入札書の場合は電子署名)がなく、入札者が判明できない入札(電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。)

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札(ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。)

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
4:00 P M on January 18,2018
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 放置車両の形態等

放置場所	糟屋郡須恵町上須恵1127番地1号 福岡県菅川子住宅 51棟 付近
撤去通告貼付けの日	平成29年8月30日
メーカー名	HONDA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	不明
所有者（運輸局等照会）	不明
車名	ディオSR
塗色	黒
車台番号	AF28-1056745
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741
福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 放置車両の形態等

放置場所	糟屋郡須恵町上須恵1127番地1号 福岡県菅川子住宅 51棟 付近
撤去通告貼付けの日	平成29年8月30日

メーカー名	HONDA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	不明
所有者（運輸局等照会）	不明
車名	トゥデイ
塗色	白
車台番号	AF61-1400603
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校教務支援システムに係る賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成29年11月9日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社J E C C

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

72,057,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年10月13日

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 特約業者の氏名又は名称

有限会社辺春石油

2 主たる事務所又は事業所の所在地

みやま市瀬高町太神1267-1

3 特約業者の指定取消年月日

平成29年10月2日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成29年11月9日から 平成30年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区ほか	平成29年11月9日から 平成30年3月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成29年11月9日から 平成30年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成29年11月9日から 平成29年12月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市長津三丁目883番1、883番2、884番1、884番2及び884番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市庄字栗原34番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市筵内1012番地
庵原 義一

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年12月5日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浮島地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成29年12月5日から 平成30年1月9日まで	久留米市役所

監査委員**監査公表第19号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月5日

福岡県監査委員 山下 芳郎
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 井 上 忠 敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
- (2) 監査対象期間：平成28年度
- (3) 監査実施期間：平成29年5月17日～平成29年6月16日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
健康増進課（病院事業）		平成29年6月6日～平成29年6月8日
医療指導課（病院事業）		平成29年6月6日～平成29年6月8日
企業局	管理課	平成29年6月13日～平成29年6月16日
	矢部川発電事務所（電気事業）	平成29年5月17日～平成29年5月18日
	苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成29年5月23日～平成29年5月25日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月5日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：平成28年度

(3) 監査実施期間：平成29年5月9日～平成29年6月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成29年6月13日～平成29年6月15日
朝倉農林事務所	平成29年6月6日～平成29年6月9日
八幡農林事務所	平成29年6月20日～平成29年6月22日
飯塚農林事務所	平成29年5月30日～平成29年6月2日
筑後農林事務所	平成29年5月23日～平成29年5月25日
行橋農林事務所	平成29年5月16日～平成29年5月19日
農林業総合試験場	平成29年5月16日～平成29年5月18日
農林業総合試験場資源活用研究センター	平成29年6月20日～平成29年6月22日
農林業総合試験場豊前分場	平成29年6月6日～平成29年6月7日
農林業総合試験場筑後分場	平成29年6月8日
農林業総合試験場八女分場	平成29年6月8日
農業大 学校	平成29年5月10日～平成29年5月11日
中央家畜保健衛生所	平成29年6月8日
北部家畜保健衛生所	平成29年6月8日
両筑家畜保健衛生所	平成29年5月12日
筑後家畜保健衛生所	平成29年5月19日
筑後川水系農地開発事務所	平成29年5月30日～平成29年6月2日
水産海洋技術センター	平成29年5月9日～平成29年5月11日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成29年5月11日～平成29年5月12日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成29年5月9日～平成29年5月10日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成29年5月12日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 工事

設計積算及び施工等の状況、工期の設定状況、変更契約の状況

(8) 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	支 出	1	総合庁舎改修工事において、支出科目を誤っていた。
	工 事	1	工事に伴う測量設計業務委託において、基準点埋設の計上及び測量縮尺単価を誤っていたため、積算過大となっていた。
計			2件

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月5日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局 110 機関

(2) 監査対象期間：平成 28 年度
平成 29 年度の機構改革後の所属に対して、監査を実施した。

(3) 監査実施期間：平成 29 年 7 月 3 日～平成 29 年 8 月 2 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書室	監査対象機関名	監査実施日
総務部	企画課（9課）	平成29年7月13日
行政部	営企課	平成29年7月18日～平成29年8月2日
人財課	事政課	
税務課	務活課	
財産課	情報用課	
県民課	務報課	
総務課	厚生課	
防災危機管理課	局防企課	
防災危機管理課	局防指課	
企画・地域振興部	（10課）	平成29年7月3日～平成29年7月7日
総合政策課	策興課	
広域地域振興課	策援課	
市町村支策課	策計課	
情報調査課	策策課	
交通課	策備課	
空港策局	空港計課	
空港策局	空港策課	
国際局	国際策課	
国際局	地域策課	
人づくり・県民生活部	（8課）	平成29年7月18日～平成29年7月21日
社会生活推進課	課	
文化振興課	課	
スポーツ振興課	課	
男女共同参画推進課	課	
生活安全課	課	
私学振興・青少年育成局	策課	
私学振興・青少年育成局	私学振興課	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課	
保健医療介護部	（9課）	平成29年7月3日～平成29年7月7日
保健医療介護総務課	課	
健康増進課	課	
がん感染症疾病対策課	課	
生活衛生課	課	

監査対象機関名	監査実施日
医療指導課 業務保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課 福祉労働部 (9課) 子育て支援課 児童家庭課 障害福祉課 労働局労働政策課 労働局雇用開発課 労働局職業能力開発課 人権・同和对策局調整課	平成29年7月3日～平成29年7月14日
環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 自然環境指環課 環境部 (6課)	平成29年7月18日～平成29年7月20日
工商政策課 中小企業振興課 新事業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課 工業保安課 企業立地課 観光局観光課 観光局観光課 工商政策部 (9課)	平成29年7月3日～平成29年7月7日
農林水産部 (14課) 農林水産政策課 農山村振興課 食の安全・地産地消課 団体の指導課 福岡の食の振興課 園芸振興課 水経営技術支援課 畜産振興課 農林業整備課 水産局漁業管理課 水産局水産振興課	平成29年7月25日～平成29年7月28日

監査対象機関名	監査実施日
県土整備部(10課) 県土整備課 企画課 用地課 道路維持課 道路建設課 道(旧)高速道路対策室(含む) 河川課 河開課 港灣課 砂防課 水資源対策課	平成29年7月13日～平成29年7月21日
建築都市部(8課) 建築都市総務課 都市計画課 都市計画指導課 公園街路課 下水道課 住宅課 営繕課	平成29年7月25日～平成29年7月28日
会計管理局	平成29年7月13日
議会事務局	平成29年7月11日～平成29年7月12日
教育庁(11課) 総務課 財政課 文化課 企画課 社会課 職業課 施設課 高等学校課 義務教育課 人権・同和教育課 体育課 スポーツ健康課	平成29年7月25日～平成29年7月28日
人事委員会事務局	平成29年7月13日
監査委員事務局	平成29年7月13日
警察本部	平成29年7月11日～平成29年7月13日
労働委員会事務局	平成29年7月4日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、補助事業の執行状況については、交付申請及び交付決定、並びに履行確認及び実績報告等が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項及び調査項目

ア 重点事項

補助事業の執行状況について

イ 調査項目

- (ア) 交付申請及び交付決定は、適正に行われているか。
- (イ) 履行確認及び実績報告等は、適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
農林水産部 経営技術支援課	支 出	1	前渡資金において、資金前渡職員の個人口座に前渡資金が振り込まれた後、長期間入金されたままになっていた。 また、前渡資金の支払後の精算が遅延していた。
警察本部	工 事	3	運転免許試験場跡地の整備工事において、設計額の積算に関し、アスファルト及びコンクリート舗装の撤去に係る数量及び単価等を誤ったため、積算過大となっていた。
			運転免許試験場跡地の整備工事において、設計額の積算に関し、コンクリート構造物及びアスファルト舗装の撤去に係る数量及び単価を誤ったため、積算過大及び積算過小となっていた。
計			運転免許試験場の駐車場整備工事において、設計額の積算に関し、フェンス設置工の単価を誤り、上層路盤工の単価が未計上であったため、積算過大及び積算過小となっていた。
			4件

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
人づくり・県民生活部	支 出	1	有料施設の入場料について、事前承認を行っていないにもかかわらず、事後に緊急用前渡資金を交付していた。
	契 約	1	業務委託契約において、料金徴収業務に係る毎月の収支状況報告を求めていなかった。
	契 約	1	業務委託契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていないかった。
福祉労働部	収 入	1	児童扶養手当返還金において、収入未済額が前年度に比べて増加していた。
商工部	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、多額であった。
教育庁	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が、前年度に比べて減少しているものの、多額であった。
計			6件

2 重点事項（補助事業の執行状況）

監査対象の補助事業2,725件のうち、358件（抽出率13.1%）を抽出し調査を行った。調査において、変更交付決定に関する通知書が送付されていない、交付先団体の名称変更に伴う要綱改正が行われていないといった軽微な事務誤りは見られたものの、調査した範囲においておおむね適正に執行されていた。

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月5日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関

(2) 監査対象期間：平成28年度

(3) 監査実施期間：平成29年5月9日～平成29年6月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成29年6月13日～平成29年6月16日
久留米県土整備事務所	平成29年5月9日～平成29年5月11日
南筑後県土整備事務所	平成29年5月30日～平成29年6月2日
直方県土整備事務所	平成29年6月20日～平成29年6月22日
京築県土整備事務所	平成29年6月6日～平成29年6月8日
朝倉県土整備事務所	平成29年5月23日～平成29年5月25日
八女県土整備事務所	平成29年5月17日～平成29年5月19日
北九州県土整備事務所	平成29年5月16日～平成29年5月19日
田川県土整備事務所	平成29年6月6日～平成29年6月8日
飯塚県土整備事務所	平成29年5月23日～平成29年5月25日
那珂県土整備事務所	平成29年5月9日～平成29年5月11日
五ヶ山ダム建設事務所	平成29年6月15日～平成29年6月16日
伊良原ダム建設事務所	平成29年6月1日～平成29年6月2日
苅田港務所	平成29年5月30日～平成29年5月31日
流域下水道事務所	平成29年6月13日～平成29年6月14日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に配慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

- (6) 物品
取得、管理及び処分の状況
- (7) 工事
設計積算及び施工等の状況
- (8) 用地
設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
福岡県土整備事務所	収入	1	河川堤防占使用料において、調定が遅延していた。
	契約	1	工事請負費において、契約変更等定められた手続が行われていなかった。
直方県土整備事務所	工事	2	砂防堰堤工事において、埋戻し工の単価を誤ったため、積算過大となっていた。
			舗装補修工事において、単価適用世代を誤ったため、積算過小となっていた。
計		4	4件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	補償	1	物件移転等補償のうち借家人補償金の算定において、積算過小となっていた。
計		1	1件

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査をアジア文化交流センター等49機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年12月5日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育庁の先機関49機関
 (2) 監査対象期間：平成28年11月1日、平成28年12月1日、平成29年1月1日、平成29年2月1日、平成29年5月9日～平成29年8月7日
 (3) 監査実施期間：平成29年5月9日～平成29年8月7日
 監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日		
県人 民づ く 生 活 り 部	アジャ文化交流センター	平成28年12月1日から 平成29年6月30日まで	平成29年6月30日	
	女性相談所	平成28年12月1日から 平成29年6月13日まで	平成29年6月13日	
	筑紫保健福祉環境事務所	平成28年11月1日から 平成29年5月11日まで	平成29年5月11日	
	粕屋保健福祉事務所	平成28年12月1日から 平成29年6月29日まで	平成29年6月29日	
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成28年12月1日から 平成29年6月23日まで	平成29年6月23日	
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成28年12月1日から 平成29年6月6日まで	平成29年6月6日	
	田川保健福祉事務所	平成28年11月1日から 平成29年5月30日まで	平成29年5月30日	
	南筑後保健福祉環境事務所	平成28年11月1日から 平成29年5月18日まで	平成29年5月18日	
	精神保健福祉センター	平成28年11月1日から 平成29年5月19日まで	平成29年5月19日	
	福岡児童相談所	平成28年11月1日から 平成29年5月15日まで	平成29年5月15日	
	久留米児童相談所	平成29年1月1日から 平成29年7月12日まで	平成29年7月12日	
	宗像児童相談所	平成28年11月1日から 平成29年5月24日まで	平成29年5月24日	
	福岡高等技術専門学校	平成29年1月1日から 平成29年7月11日まで	平成29年7月11日	
福祉労働部	大牟田高等技術専門学校	平成28年11月1日から 平成29年5月26日まで	平成29年5月26日	
	南筑後教育事務所	平成28年12月1日から 平成29年6月22日まで	平成29年6月22日	
	図書館	平成28年12月1日から 平成29年6月9日まで	平成29年6月9日	
	九州歴史資料館	平成28年12月1日から 平成29年6月2日まで	平成29年6月2日	
	苅田工業高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月1日まで	平成29年6月1日	
	門司学園高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月7日まで	平成29年6月7日	
	門司大翔館高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月28日まで	平成29年6月28日	
	小倉工業高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月31日まで	平成29年5月31日	
	教育庁			

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
戸畑高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月17日まで	平成29年5月17日
若松高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月8日まで	平成29年6月8日
若松商業高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月10日まで	平成29年5月10日
八幡高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月14日まで	平成29年6月14日
折尾高等学校	平成29年2月1日から 平成29年8月1日まで	平成29年8月1日
遠賀高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月21日まで	平成29年6月21日
光陵高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月16日まで	平成29年6月16日
福岡魁誠高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月12日まで	平成29年5月12日
香椎高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月5日まで	平成29年6月5日
柏陵高等学校	平成28年12月1日から 平成29年6月27日まで	平成29年6月27日
福岡中央高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月6日まで	平成29年7月6日
修猷館高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月16日まで	平成29年5月16日
春日高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月9日まで	平成29年5月9日
武蔵台高等学校	平成29年2月1日から 平成29年8月7日まで	平成29年8月7日
糸島農業高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月19日まで	平成29年7月19日
三井高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月5日まで	平成29年7月5日
大川樟風高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月20日まで	平成29年7月20日
山門高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月7日まで	平成29年7月7日
ありあけ新世高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月25日まで	平成29年5月25日
八女農業高等学校	平成28年11月1日から 平成29年5月23日まで	平成29年5月23日
田川科学技術高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月14日まで	平成29年7月14日
鞍手高等学校	平成29年1月1日から 平成29年7月13日まで	平成29年7月13日
北九州視覚特別支援学校	平成28年11月1日から 平成29年5月22日まで	平成29年5月22日
特別支援学校「北九州高等学園」	平成29年2月1日から 平成29年8月4日まで	平成29年8月4日
古賀特別支援学校	平成28年12月1日から 平成29年6月15日まで	平成29年6月15日
直方特別支援学校	平成29年2月1日から 平成29年8月3日まで	平成29年8月3日
門司学園中学校	平成28年12月1日から 平成29年6月7日まで	平成29年6月7日

教育庁

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
教育庁	輝翔館中等教育学校	平成29年2月1日から 平成29年8月2日まで	平成29年8月2日

2 監査の着眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

実施に当たっては、関係先への照会等、事実の確認に十分留意した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
武蔵台高等学校	支出	1	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。
古賀特別支援学校		1	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。
鞍手高等学校	その他	1	通信販売を利用した物品購入に関して、事業者から付与されたポイントの管理が不適正であった。
計			3件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	支出	1	緊急用前渡資金において、災害対応でやむを得ず口頭で事前承認を得ていた前渡資金の交付・精算が遅延していた。
	財産	1	前年度に引き続き、物品購入において、同一業者に対して、同一日に複数件、合計すると10万円を超える物品を見積書を徴さずに発注していた。

対象部局名	調査区分	件数	説明
福祉労働部	支出	1	前渡資金について、口座振替一覧表及び支払情報内容一覧表による支出命令者の照合確認が行われていなかった。 特に、支払情報内容一覧表については、平成28年度定期監査において指導事項としているにもかかわらず、是正されていなかった。
	財産	1	緊急用に事前に交付されたタクシージャケットについて、長期間にわたり、現物確認を行っていないなどの理由から、その一部の使用状況が把握できていなかった。
	支出	1	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。
		1	備品購入費において、不適切な事務処理により備品が購入されていた。
	その他	1	日々雇用職員について、決裁権者（校長）の決裁を受けずに任用通知書を交付し、雇用していた。
		1	臨時職員について、任用の手続きを行うことなく、任用していた。
計		8件	